

# 経 済 産 業 省

20250827 貿局第2号  
輸出注意事項2025第18号  
経済産業省貿易経済安全保障局

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年3月23日付け輸出注意事項24第24号）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和7年9月18日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」等の一部改正について

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年3月23日付け輸出注意事項24第24号）等の一部を別紙1及び2までの新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和7年10月9日から施行する。ただし、別紙2の改正は、公布の日から施行する。

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年3月23日付け輸出注意事項24第24号）

改正後	現行
<p>6. 用語の解釈</p> <p>(A) 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における用語の解釈</p> <p>核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとする。</p> <p>[核兵器等開発等省令(本文関係)]</p> <p>(1)～(13)(略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>6. 用語の解釈</p> <p>(A) 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における用語の解釈</p> <p>核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとする。</p> <p>[核兵器等開発等省令(本文関係)]</p> <p>(1)～(13)(略)</p> <p><u>(14)「化学物質の開発若しくは製造(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」</u></p> <p><u>その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、「経済産業大臣が告示で定めるもの」(輸出令別表第1の3の項の(1)に掲げる貨物の開発若しくは製造、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)別表に掲げる物質の開発若しくは製造又は農薬(殺菌剤を含む)、肥料若しくは殺虫剤の開発若しくは製造)のいずれにも該当しないことが明らかなものについては、ここでいう「化学物質の開発若しくは製造」から除かれる。</u></p> <p><u>単に「化学物質の開発若しくは製造」と示され、「経済産業大臣が告示で定めるもの」に該当するか否かが不明の場合は、ここでいう化学物質の開発若しくは製造に該当することとなる。</u></p> <p><u>(15)「宇宙に関する研究(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」</u></p> <p><u>その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等</u></p>

(削る)

(削る)

[核兵器等開発等告示(本文関係)]

(14) ~ (17) (略)

(B) (略)

からの連絡において、専ら天文学に関する研究であることが示されているものについては、ここでいう「宇宙に関する研究」から除かれる。

単に「宇宙の研究」と示され、専ら天文学に関する研究であるか否かが不明な場合は、ここでいう「宇宙に関する研究」に該当することとなる。

(16)「軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関」

別表第六号に規定する行為については、その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うことが示されている場合に、別表第六号に該当することになる。

(17)「委託を受けて行われることが明らかにされているもの」

別表第六号に規定する行為については、前記(16)に加え、その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関から委託を受けて行うことが示されている場合に、別表第六号に該当することになる。

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該行政機関から委託を受けたものか否かが不明である場合には、別表第六号には該当しない。

[核兵器等開発等告示(本文関係)]

(18) ~ (21) (略)

(B) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正の一部改正について」の通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○（別紙4）「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改正後	現行
<p>II 特別一般包括許可</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特別一般包括許可の範囲</p> <p>(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可</p> <p>特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から④までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和5年経済産業省告示第162号（輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。</p> <p>なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第3項の規定に基づく許可を要しない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 次のイ又はロいずれかに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、<u>輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術</u>（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供されたものを除く。）。）を提供することを目的とする取引（貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」</p>	<p>II 特別一般包括許可</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特別一般包括許可の範囲</p> <p>(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可</p> <p>特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から④までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和5年経済産業省告示第162号（輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。</p> <p>なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第3項の規定に基づく許可を要しない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 次のイ又はロいずれかに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 外為令別表の16の項に掲げる技術であって、<u>輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる技術</u>（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供されものを除く。）。）を提供することを目的とする取引（貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第2項第7号ハに該当</p>

という。) 第9条第2項第7号ハに該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの。ただし、外国ユーザーリストに掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。

1) ハに掲げる地域において提供することを目的とする取引又はハに掲げる地域の非居住者に提供することを目的とする取引であって、当該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらのものから委託を受けた者が技術を利用する者であるもの

2) (略)

ハ (略)

するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの。ただし、外国ユーザーリストに掲載されている者が技術を利用する者である取引又は貿易外省令第9条第2項第7号イ、ロ又はニに該当するものを除く。

1) ハに掲げる地域において提供することを目的とする取引又はハに掲げる地域の非居住者に提供することを目的とする取引であって、当該地域の軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関が技術を利用する者又はこれらのものから委託を受けた者であるもの

2) (略)

ハ (略)